

家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会（第1回）

議事次第

1 日時 平成28年7月15日（金）18：15～20：15

2 場所 文化庁特別会議室（旧文部省庁舎2階）

3 議題

- (1) 座長の選任等について
- (2) 家庭教育支援の取組の現状と課題について
- (3) その他

4 配付資料

- 資料1 家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会設置要綱
- 資料2 家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会委員
- 資料3 家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会の公開について（案）
- 資料4 家庭教育支援に関する検討の経緯（平成23年度以降）
- 資料5-1 家庭教育支援に関する検討の背景について
- 資料5-2 国や地方公共団体における家庭教育支援の取組
- 資料6 家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会における主な論点（案）
- 資料7 家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会スケジュール（案）
- 参考資料1 第3期教育振興基本計画の策定に向けた当面の進め方について
- 参考資料2 第3期教育振興基本計画の策定について（諮問）
- 参考資料3 生涯学習分科会における部会の設置について
- 参考資料4 学びを通じた地域づくりの推進に関する調査研究協力者会議の設置について

（机上配付）

- ・家庭教育支援の推進に関する検討委員会報告「つながりが創る豊かな家庭教育」
- ・「家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会」における審議の整理
- ・「つくろう！家庭教育支援チーム」リーフレット
- ・早寝早起き朝ごはん（中高生等向け）普及啓発資料及び指導者用資料
- ・訪問型家庭教育支援の関係者のための手引き・ポイント
- ・平成28年5月20日付け文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課、初等中等教育局児童生徒課、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課連名通知「生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の相互連携の推進について」

家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会設置要綱

平成28年6月23日
生涯学習政策局長決定

1 趣旨

核家族化や地域社会のつながりの希薄化等を背景として、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうなど、家庭教育が困難な現状が指摘されている。

これまで文部科学省では、全ての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、地域人材を活用した「家庭教育支援チーム」等による身近な地域における保護者への学習機会の提供や相談対応等の取組、並びに、子供から大人までの生活習慣づくりなどを推進してきたところである。

本検討委員会においては、共働きや経済的な問題などで家庭生活に余裕のない保護者への対応や、「家庭教育支援チーム」型の支援を更に普及させるための方策など、全ての保護者が充実した家庭教育を行うことができるようにするための具体的な推進方策について検討することとする。

2 検討事項

- (1) 全ての親の学びや育ちを応援するための方策に関する検討
- (2) 「家庭教育支援チーム」型の支援を全国に普及させるための方策に関する検討
- (3) その他、家庭教育支援の推進のために検討することが必要な事項

3 実施方法

検討委員会における委員は各分野の専門家等で構成し、2に掲げる事項について検討を行う。なお、必要に応じて、委員以外の者の協力を得ることができる。

4 実施期間

平成28年7月1日から平成29年3月31日までとする。

5 その他

- (1) 委員会の庶務は、生涯学習政策局男女共同参画学習課家庭教育支援室において処理する。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、委員会の運営に際し必要な事項がある場合には別に定める。

家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会 委員

- 伊藤亜矢子 お茶の水女子大学基幹研究院人間発達系准教授
- 稲葉 恭子 特定非営利活動法人青梅こども未来代表理事
- 大野トシ子 全国民生委員児童委員連合会評議員
- 岡田 淳子 山口県教育庁社会教育・文化財課教育調整監
- 奥山千鶴子 特定非営利活動法人子育てひろば全国連絡協議会理事長
- 川口 厚之 湯浅町教育委員会副次長・指導主事
- 鈴木みゆき 和洋女子大学人文学群こども発達学類教授
- 西館 慎 釧路市教育委員会学校教育課教育支援課主任・社会教育主事
- 松田 恵示 東京学芸大学副学長
- 水野 達朗 一般社団法人家庭教育支援センターペアレンツキャンプ代表理事
- 山野 則子 大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類・人間社会学研究科教授
- 吉見 和子 大洲子育てサポート“そよ風”家庭教育支援員

資料 3

平成 28 年 7 月 日
家庭教育支援の推進方策
に関する検討委員会決定

家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会の公開について（案）

1. 議事の公開

本検討委員会の議事については、会議の円滑な実施に影響が生じるものとして本検討委員会において非公開とすることが適当であると認める案件を検討する場合を除き、原則として公開するものとする。

2. 議事要旨の公開

本検討委員会の議事要旨を作成し、公開するものとする。

3. 会議資料の公開

会議資料については、会議の円滑な実施に影響が生じるものとして本検討委員会において非公開とすることが適当であると認める資料を除き、公開するものとする。

家庭教育支援に関する検討の経緯(平成23年度以降)

資料 4

平成23年度

「つながりが創る豊かな家庭教育」
（「家庭教育支援の推進に関する検討委員会」報告）

平成25年度

「家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会」審議の整理

平成25年度

「中高生を中心とした子供の生活習慣づくりに関する検討委員会」審議の整理

【検討課題】
全ての親の
学びや育ち
を応援する
ための方策

【検討課題】
「家庭教育支援チーム」型の支援を全国に普及させるための方策
・循環型の人材養成の仕組み

【検討課題】
訪問型家庭教育支援の手法

【検討課題】
子供から大人までの生活習慣づくり

平成26年度

中高生等向け普及啓発資料等作成
（「中高生を中心とした子供の生活習慣が心身へ与える影響等に関する検討委員会」）

平成27年度

「訪問型家庭教育支援の関係者のための手引き」作成
（「家庭教育支援手法等に関する検討委員会」）

平成28年度

家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会

家庭教育支援に関する 検討の背景について

家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会配付資料



<目次>

1. 家庭教育とは
2. 家庭を取り巻く環境
3. 家庭教育支援をめぐる主な動き



1. 家庭教育とは



家庭教育とは…

父母その他の保護者が子供に対して行う教育
(全ての教育の出発点)

＜教育基本法第10条第1項＞

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

＜「つながりが創る豊かな家庭教育」平成24年3月家庭教育支援の推進に関する検討委員会報告書(抜粋)＞

○家庭教育とは

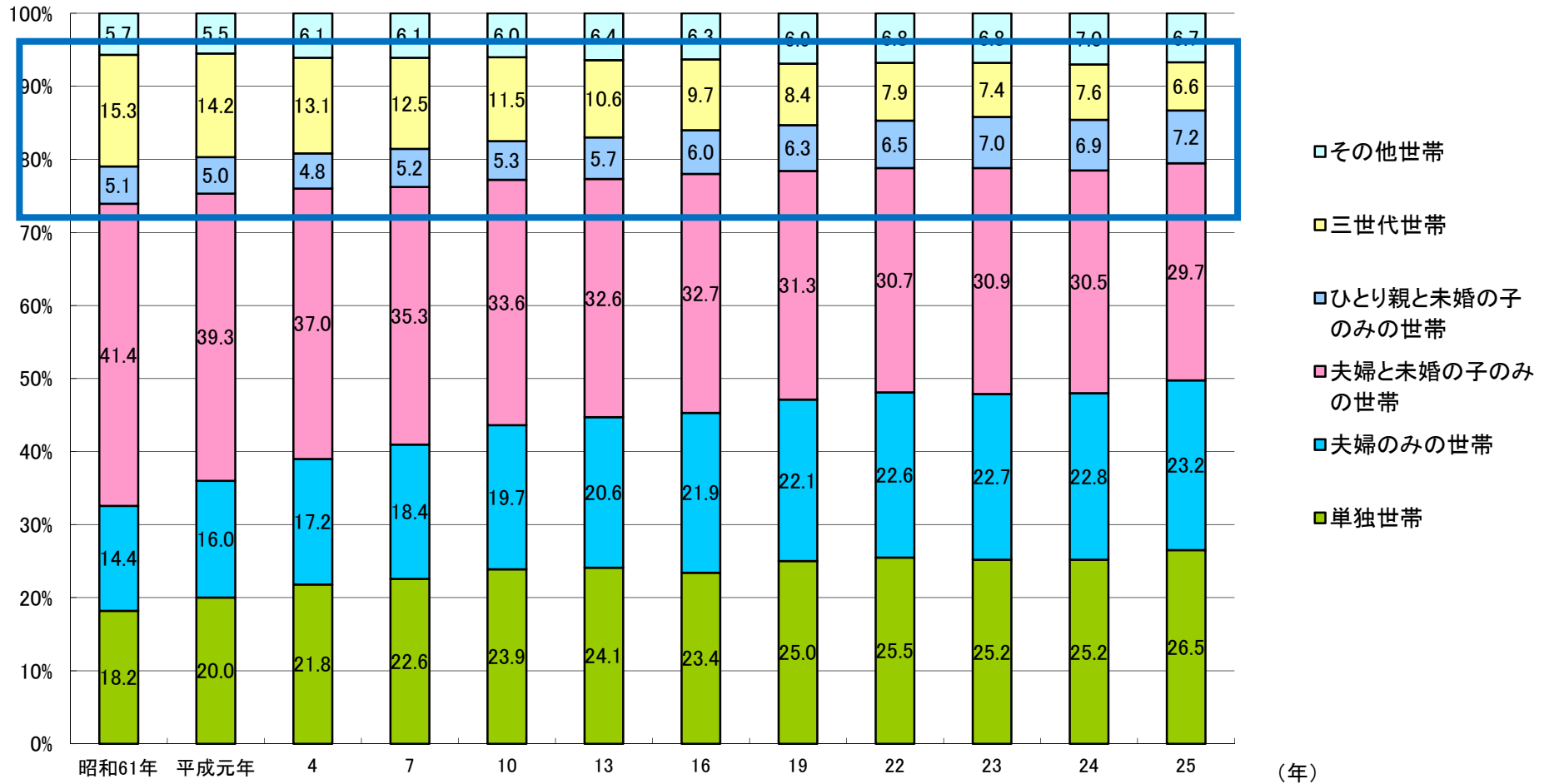
家庭教育は、父母その他の保護者が、子どもに対して行う教育のことです。家庭教育は、乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれ合いを通じて、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担っています。さらに、人生を自ら切り拓いていく上で欠くことのできない職業観、人生観、創造力、企画力といったものも家庭教育の基礎の上に培われるものです。

2. 家庭を取り巻く環境



世帯構造別に見た世帯数の年次推移

三世代世帯の割合が減少傾向にあり、ひとり親世帯の割合が増加傾向。



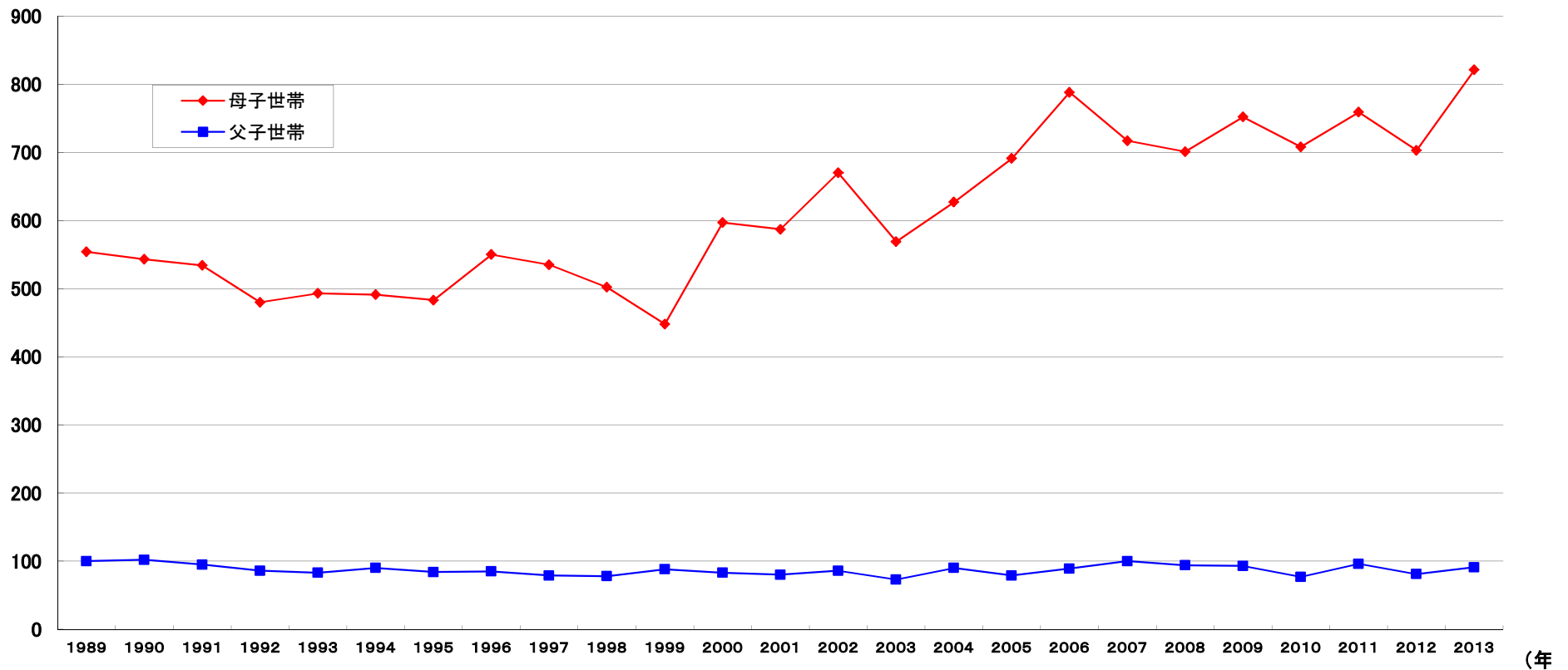
- 注:1)平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2)平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。
 3)平成24年の数値は、福島県を除いたものである。
 4)「親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

母子世帯・父子世帯数の推移

母子世帯の数は増加傾向。

母子・父子世帯の推移

(千世帯)

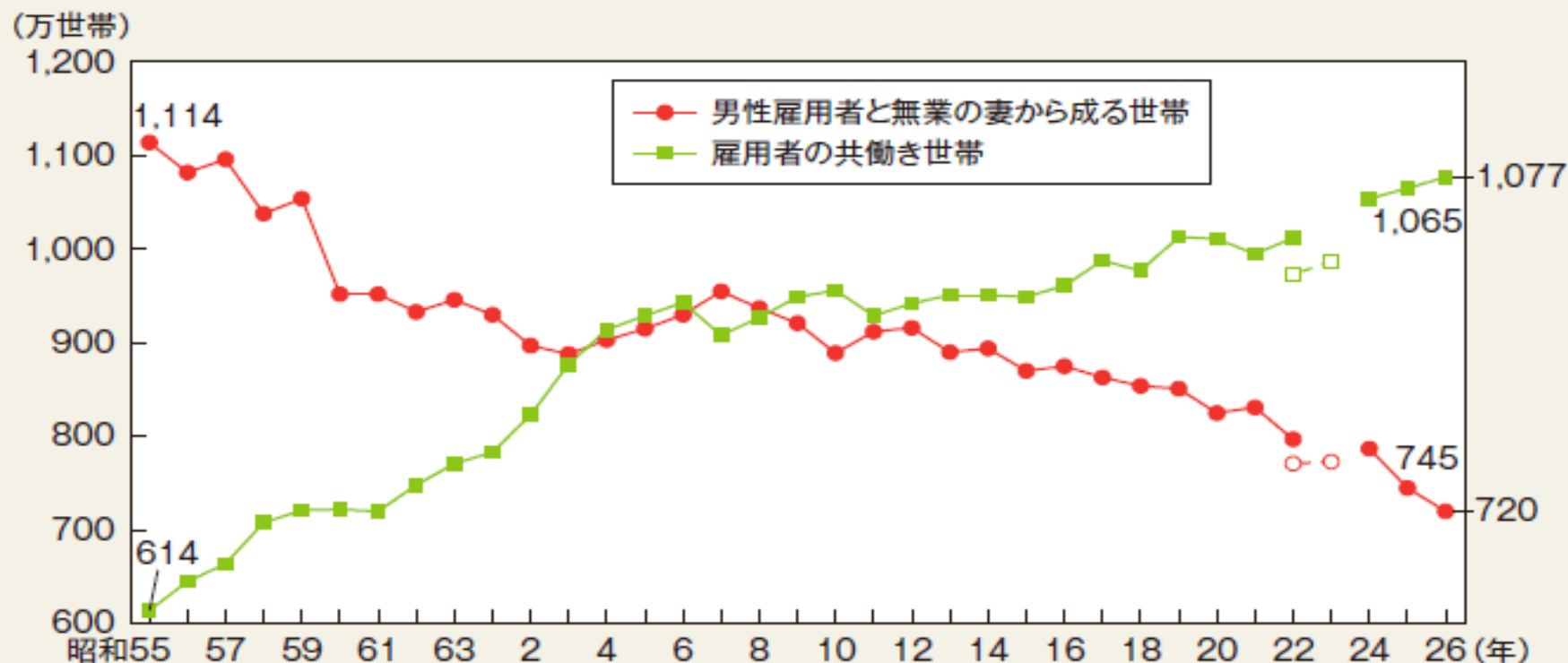


注1: 母子(父子)世帯とは、死別・離別・その他の理由(未婚の場合を含む)で、すでに配偶者のいない65歳未満の女(男)(配偶者が長期間生死不明の場合も含む。)と20歳未満のその子(養子を含む)のみで構成している世帯をいう。

注2: 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

共働き世帯の推移

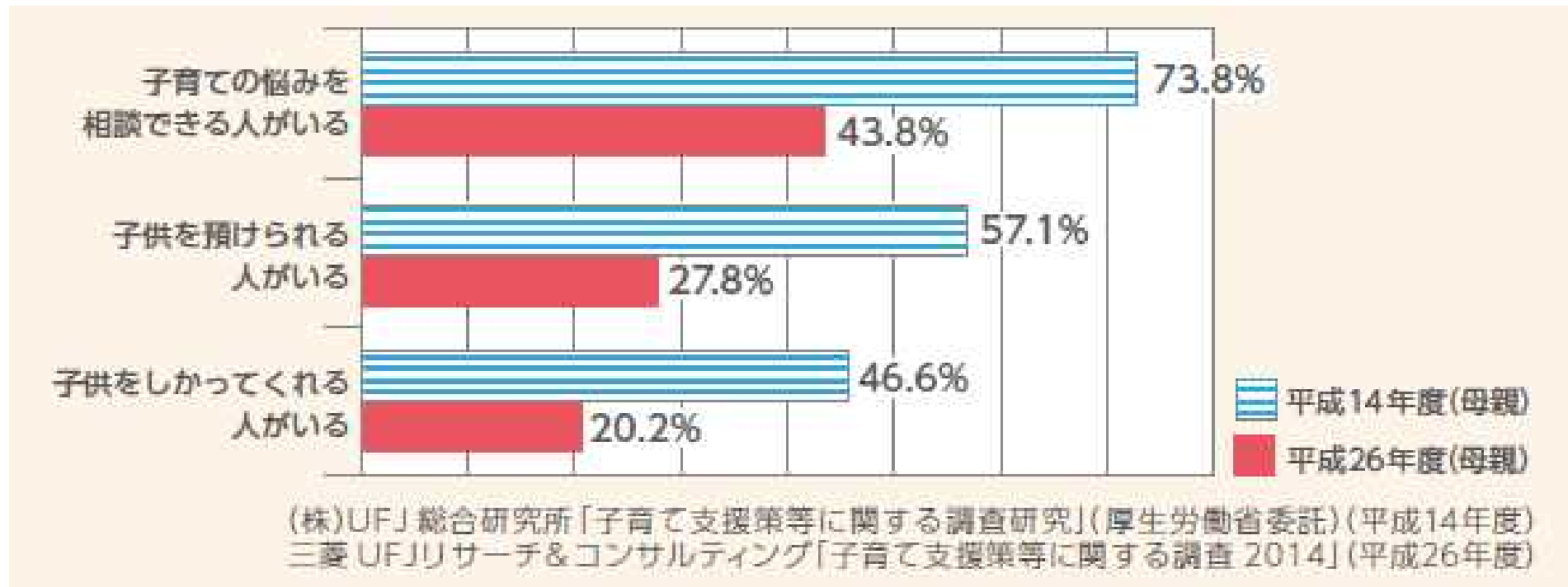
共働き世帯が増加している。



- (備考) 1. 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者の世帯。
4. 平成22年及び23年の数値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

地域社会のつながりの希薄化

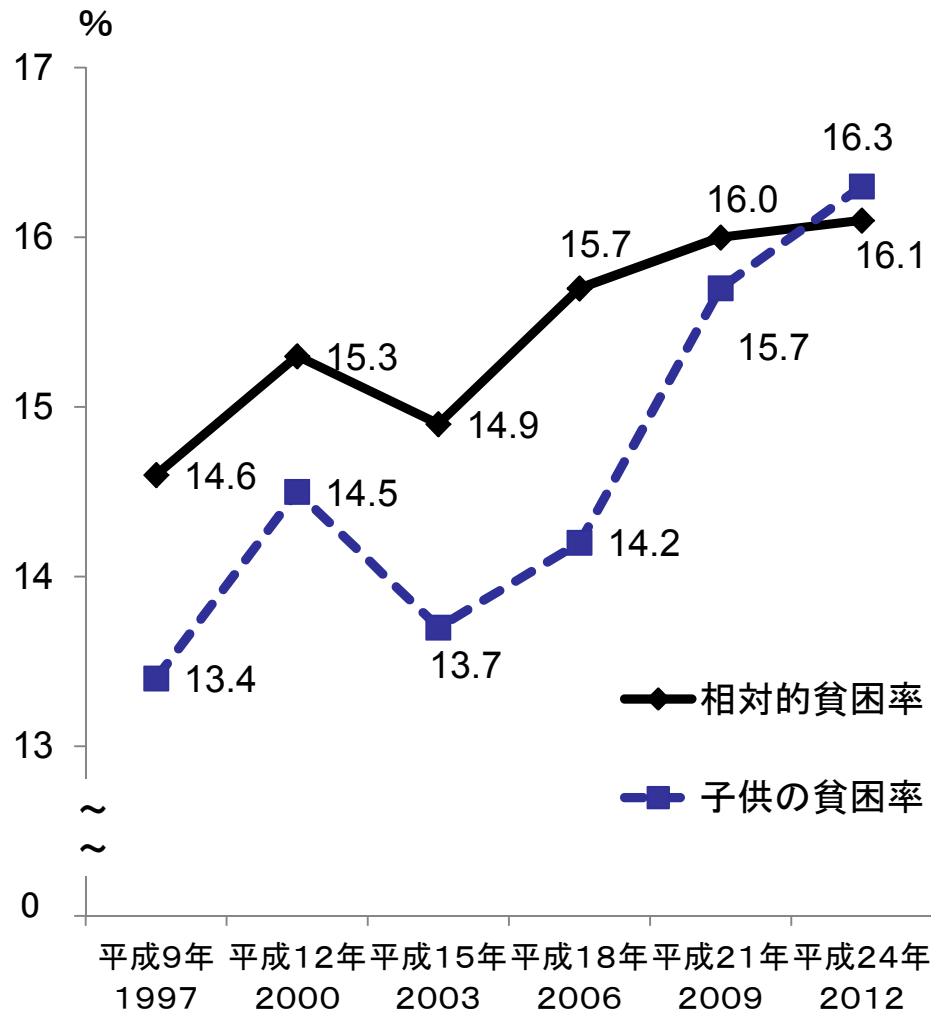
地域の中での子供を通じた付き合いが減少している。



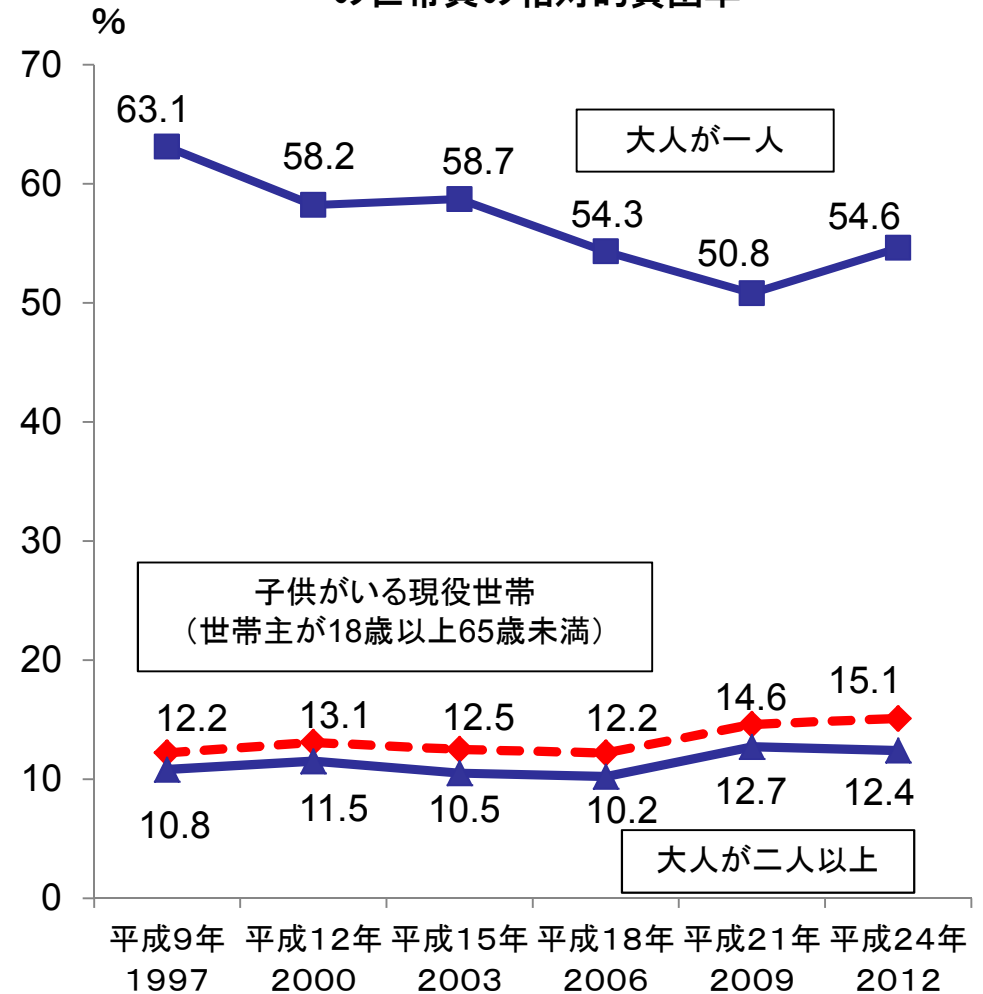
相対的貧困率の年次推移

最新の相対的貧困率は、全体で16.1%、子供で16.3%
 一方、大人が一人の「子供がいる現役世帯」で54.6%

相対的貧困率の年次推移



子供がいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満)の世帯員の相対的貧困率



貧困率の国際比較

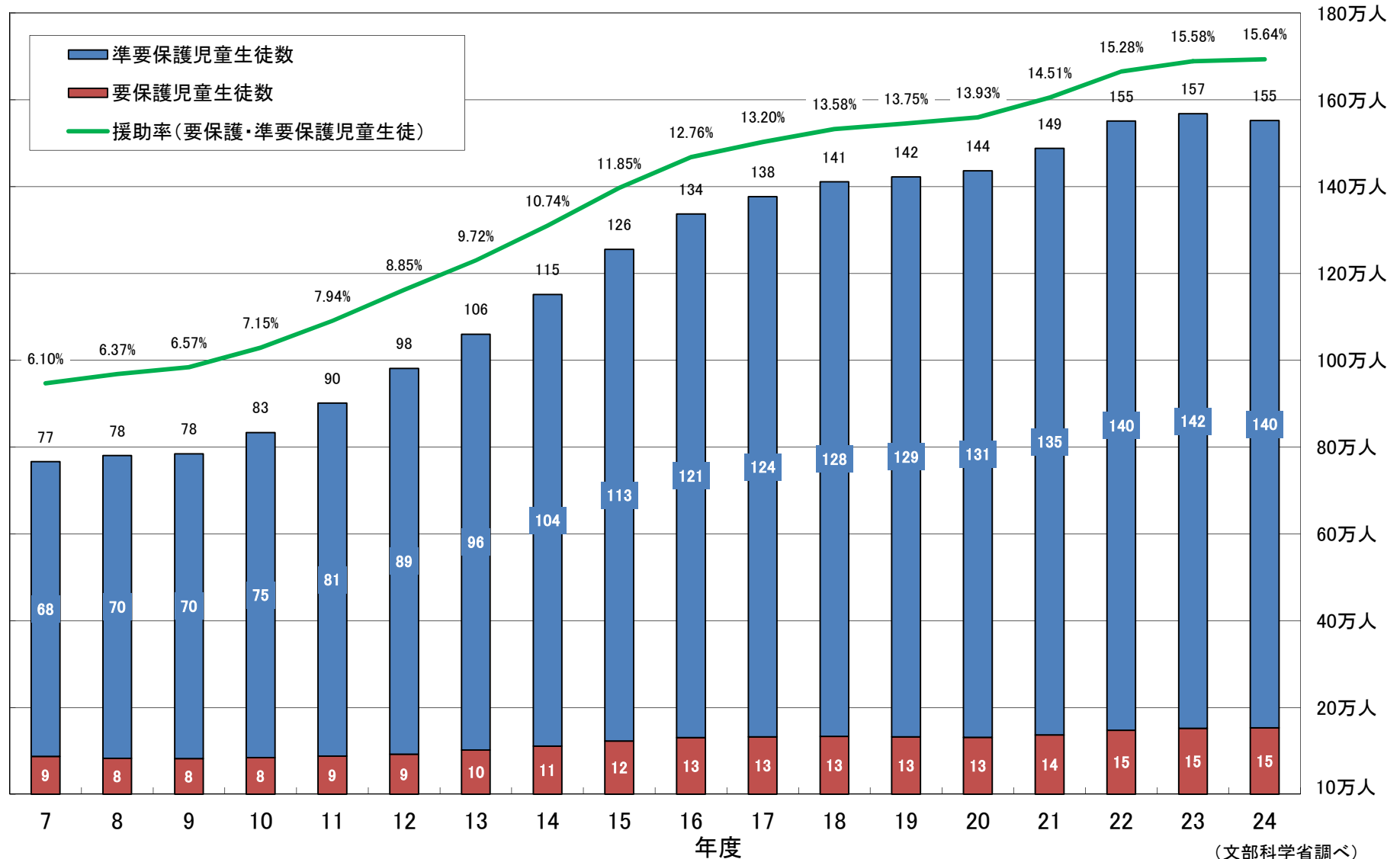
日本の「相対的貧困率」は、OECD34カ国中29位の水準
 「子供の貧困率」は25位だが、大人が一人の「子供がいる世帯」では33位

相対的貧困率			子供の貧困率			子どもがいる世帯の相対的貧困率								
順位	国名	割合	順位	国名	割合	合計		大人が一人		大人が二人以上				
						順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合
1	チェコ	5.8	1	デンマーク	3.7	1	デンマーク	3.0	1	デンマーク	9.3	1	ドイツ	2.6
2	デンマーク	6.0	2	フィンランド	3.9	2	フィンランド	3.7	2	フィンランド	11.4	1	デンマーク	2.6
3	アイスランド	6.4	3	ノルウェー	5.1	3	ノルウェー	4.4	3	ノルウェー	14.7	3	ノルウェー	2.8
4	ハンガリー	6.8	4	アイスランド	7.1	4	アイスランド	6.3	4	スロヴァキア	15.9	4	フィンランド	3.0
5	ルクセンブルク	7.2	5	オーストリア	8.2	5	オーストリア	6.7	5	イギリス	16.9	5	アイスランド	3.4
6	フィンランド	7.3	5	スウェーデン	8.2	6	スウェーデン	6.9	6	スウェーデン	18.6	6	スウェーデン	4.3
7	ノルウェー	7.5	7	チェコ	9.0	7	ドイツ	7.1	7	アイルランド	19.5	7	オーストリア	5.4
7	オランダ	7.5	8	ドイツ	9.1	8	チェコ	7.6	8	フランス	25.3	7	オランダ	5.4
9	スロヴァキア	7.8	9	スロベニア	9.4	9	オランダ	7.9	8	ポーランド	25.3	9	フランス	5.6
10	フランス	7.9	9	ハンガリー	9.4	10	スロベニア	8.2	10	オーストリア	25.7	10	チェコ	6.0
11	オーストリア	8.1	9	韓国	9.4	11	フランス	8.7	11	アイスランド	27.1	11	スロベニア	6.7
12	ドイツ	8.8	12	イギリス	9.8	11	スイス	8.7	12	ギリシャ	27.3	12	スイス	7.2
13	アイルランド	9.0	12	スイス	9.8	13	ハンガリー	9.0	13	ニュージーランド	28.8	13	ハンガリー	7.5
14	スウェーデン	9.1	14	オランダ	9.9	14	イギリス	9.2	14	ポルトガル	30.9	13	ベルギー	7.5
15	スロベニア	9.2	15	アイルランド	10.2	15	アイルランド	9.7	15	メキシコ	31.3	15	ニュージーランド	7.9
16	スイス	9.5	16	フランス	11.0	16	ルクセンブルク	9.9	15	オランダ	31.3	15	ルクセンブルク	7.9
17	ベルギー	9.7	17	ルクセンブルク	11.4	17	ニュージーランド	10.4	17	スイス	31.6	15	イギリス	7.9
18	イギリス	9.9	18	スロヴァキア	12.1	18	ベルギー	10.5	18	エストニア	31.9	18	アイルランド	8.3
19	ニュージーランド	10.3	19	エストニア	12.4	19	スロヴァキア	10.9	19	ハンガリー	32.7	19	オーストラリア	8.6
20	ポーランド	11.0	20	ベルギー	12.8	20	エストニア	11.4	20	チェコ	33.2	20	カナダ	9.3
21	ポルトガル	11.4	21	ニュージーランド	13.3	21	カナダ	11.9	21	スロベニア	33.4	21	エストニア	9.7
22	エストニア	11.7	22	ポーランド	13.6	22	ポーランド	12.1	22	ドイツ	34.0	22	スロヴァキア	10.7
23	カナダ	11.9	23	カナダ	14.0	23	オーストラリア	12.5	23	ベルギー	34.3	23	ポーランド	11.8
24	イタリア	13.0	24	オーストラリア	15.1	24	ポルトガル	14.2	24	イタリア	35.2	24	日本	12.7
25	ギリシャ	14.3	25	日本	15.7	25	日本	14.6	25	トルコ	38.2	25	ポルトガル	13.1
26	オーストラリア	14.5	26	ポルトガル	16.2	26	ギリシャ	15.8	26	スペイン	38.8	26	アメリカ	15.2
27	韓国	14.9	27	ギリシャ	17.7	27	イタリア	16.6	27	カナダ	39.8	26	ギリシャ	15.2
28	スペイン	15.4	28	イタリア	17.8	28	アメリカ	18.6	28	ルクセンブルク	44.2	28	イタリア	15.4
29	日本	16.0	29	スペイン	20.5	29	スペイン	18.9	29	オーストラリア	44.9	29	チリ	17.9
30	アメリカ	17.4	30	アメリカ	21.2	30	チリ	20.5	30	アメリカ	45.0	30	スペイン	18.2
31	チリ	18.0	31	チリ	23.9	31	メキシコ	21.5	31	イスラエル	47.7	31	メキシコ	21.0
32	トルコ	19.3	32	メキシコ	24.5	32	トルコ	22.9	32	チリ	49.0	32	トルコ	22.6
33	メキシコ	20.4	33	トルコ	27.5	33	イスラエル	24.3	33	日本	50.8	33	イスラエル	23.3
34	イスラエル	20.9	34	イスラエル	28.5	—	韓国	—	—	韓国	—	—	韓国	—
OECD平均		11.3	OECD平均		13.3	OECD平均		11.6	OECD平均		31.0	OECD平均		9.9

(出所)OECD (2014) Family database“Child poverty”、ハンガリー、アイルランド、日本、ニュージーランド、スイス、トルコの数値は2009年、チリの数値は2011年

要保護及び準要保護児童生徒数の推移

要保護及び準要保護児童の生徒数は増加している。



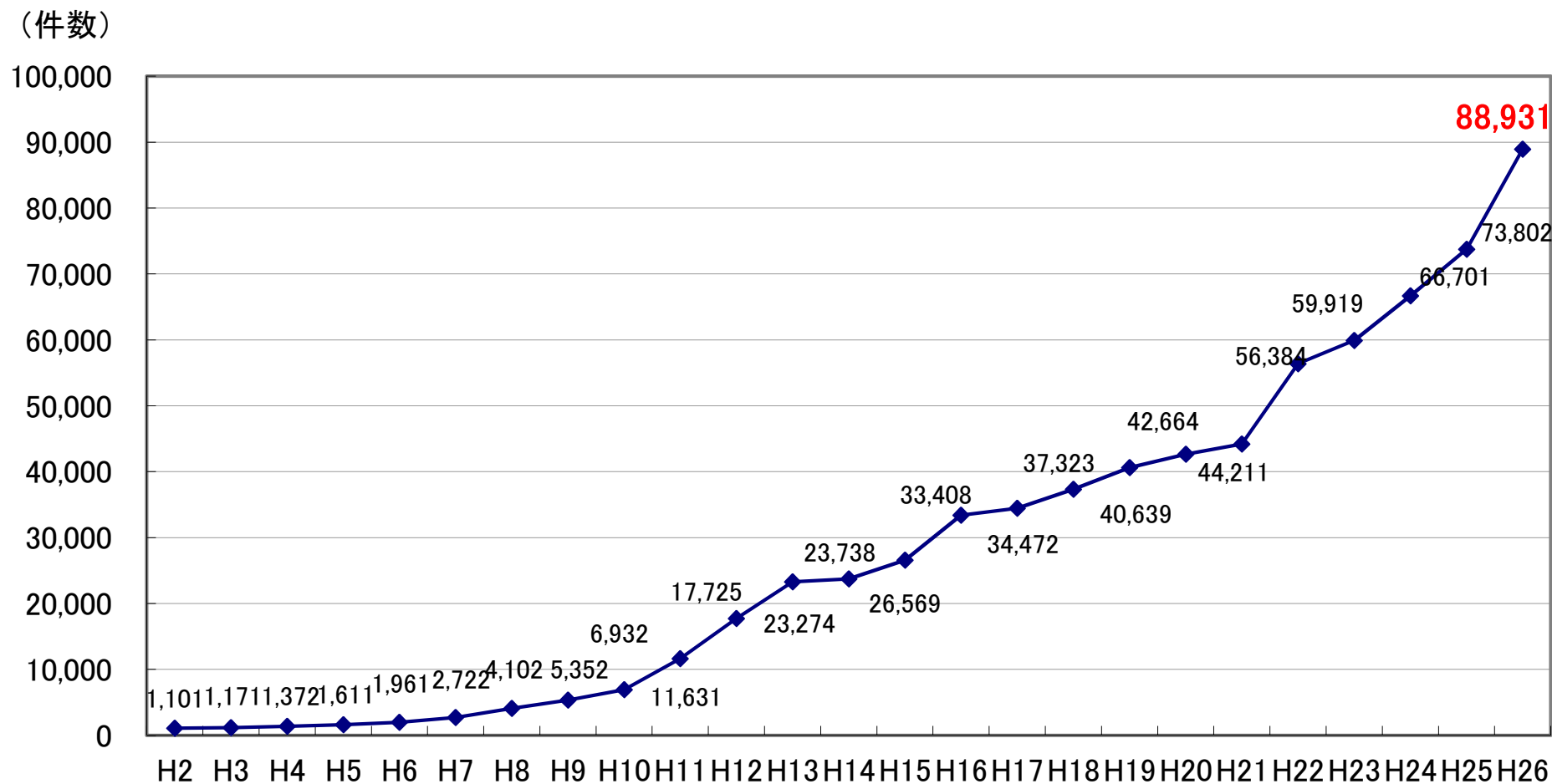
※ 要保護児童生徒数 : 生活保護法に規定する要保護者の数

※ 準要保護児童生徒数 : 要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数

(文部科学省調べ)

児童相談所における児童虐待相談対応件数の年次推移

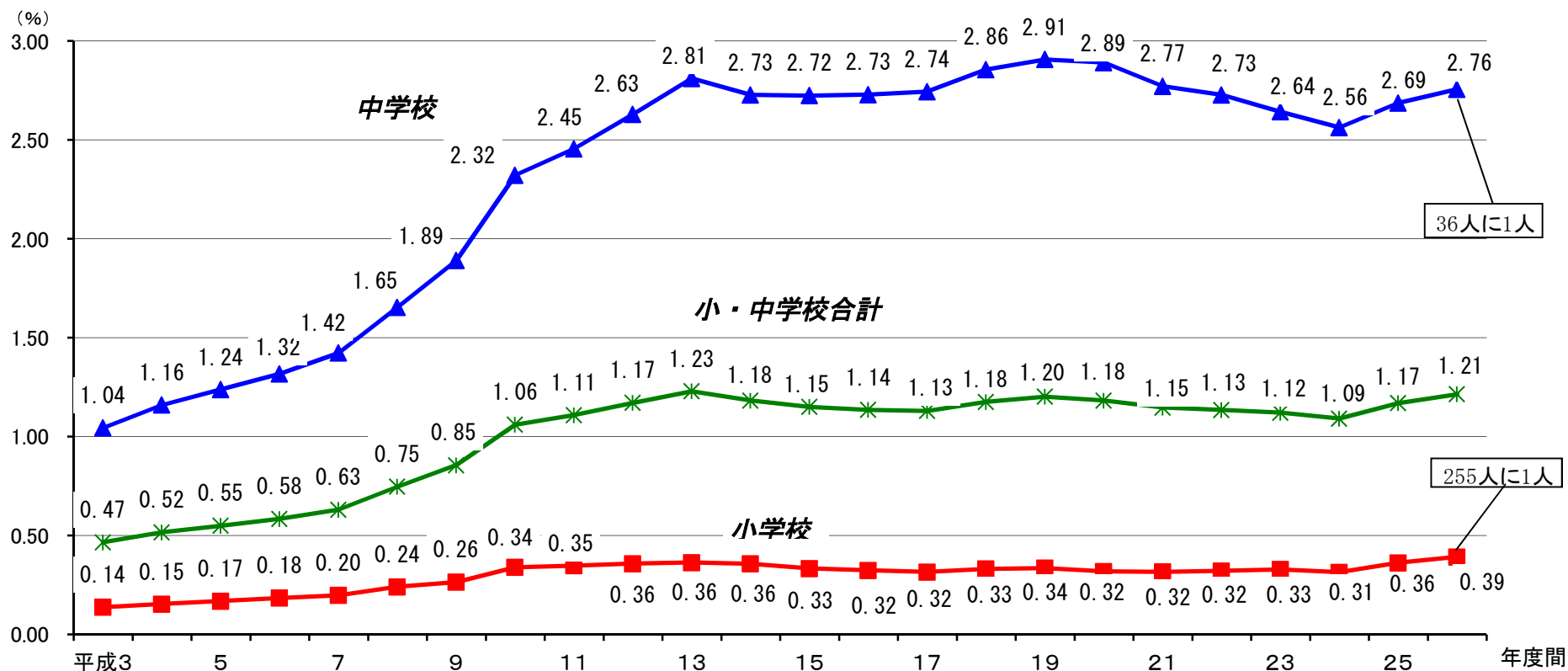
児童虐待相談の対応件数は急増しており、平成26年度は88,931件で過去最高。



※平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。 (厚生労働省資料をもとに作成)

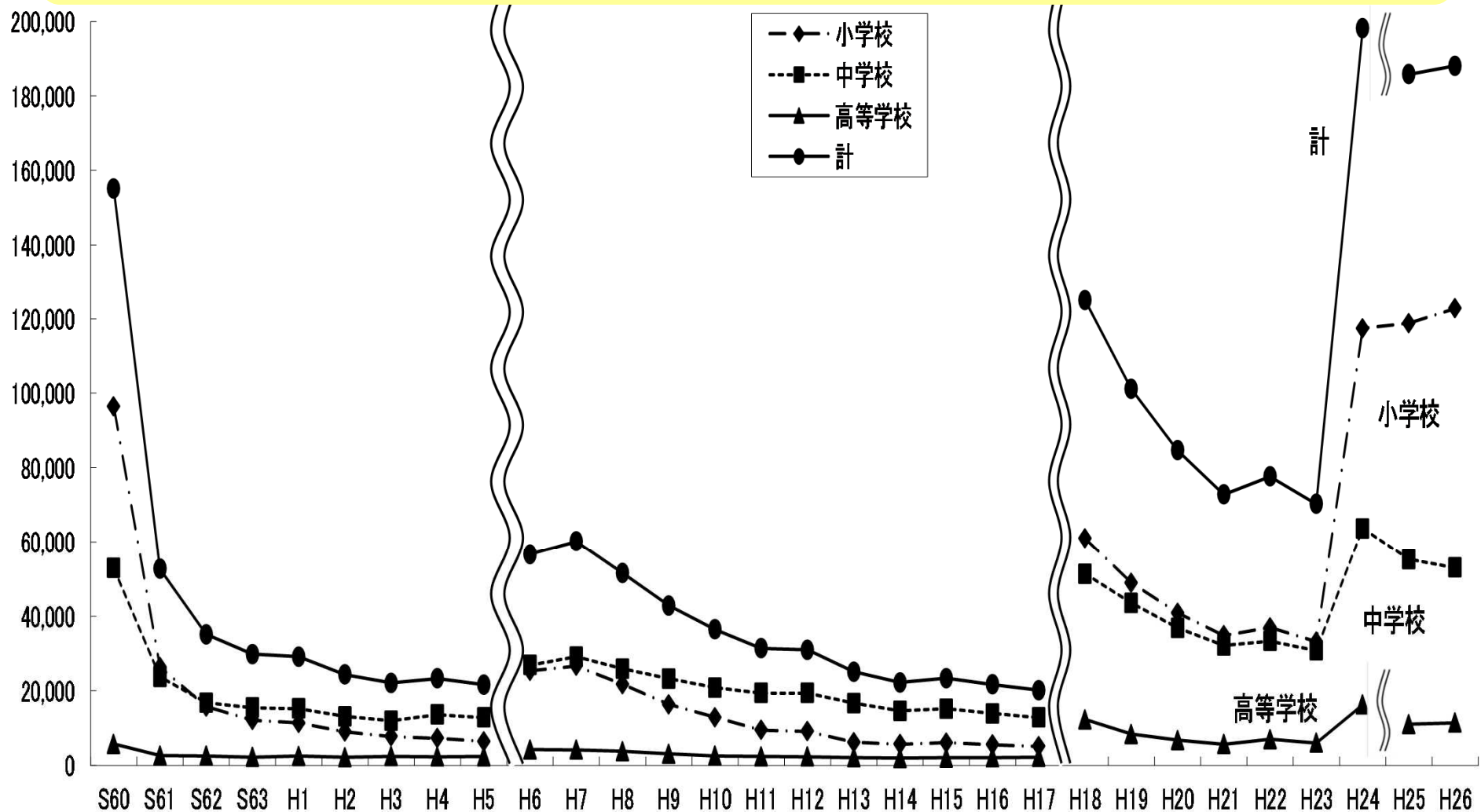
全児童，生徒数に占める「不登校」の比率

小学生の約255人に1人、中学生の約36人に1人が不登校。



いじめの認知（発生）件数の推移

小・中・高等学校及び特別支援学校における、いじめの認知件数は188,057件であり、児童生徒1千人当たりの認知件数は13.7件。



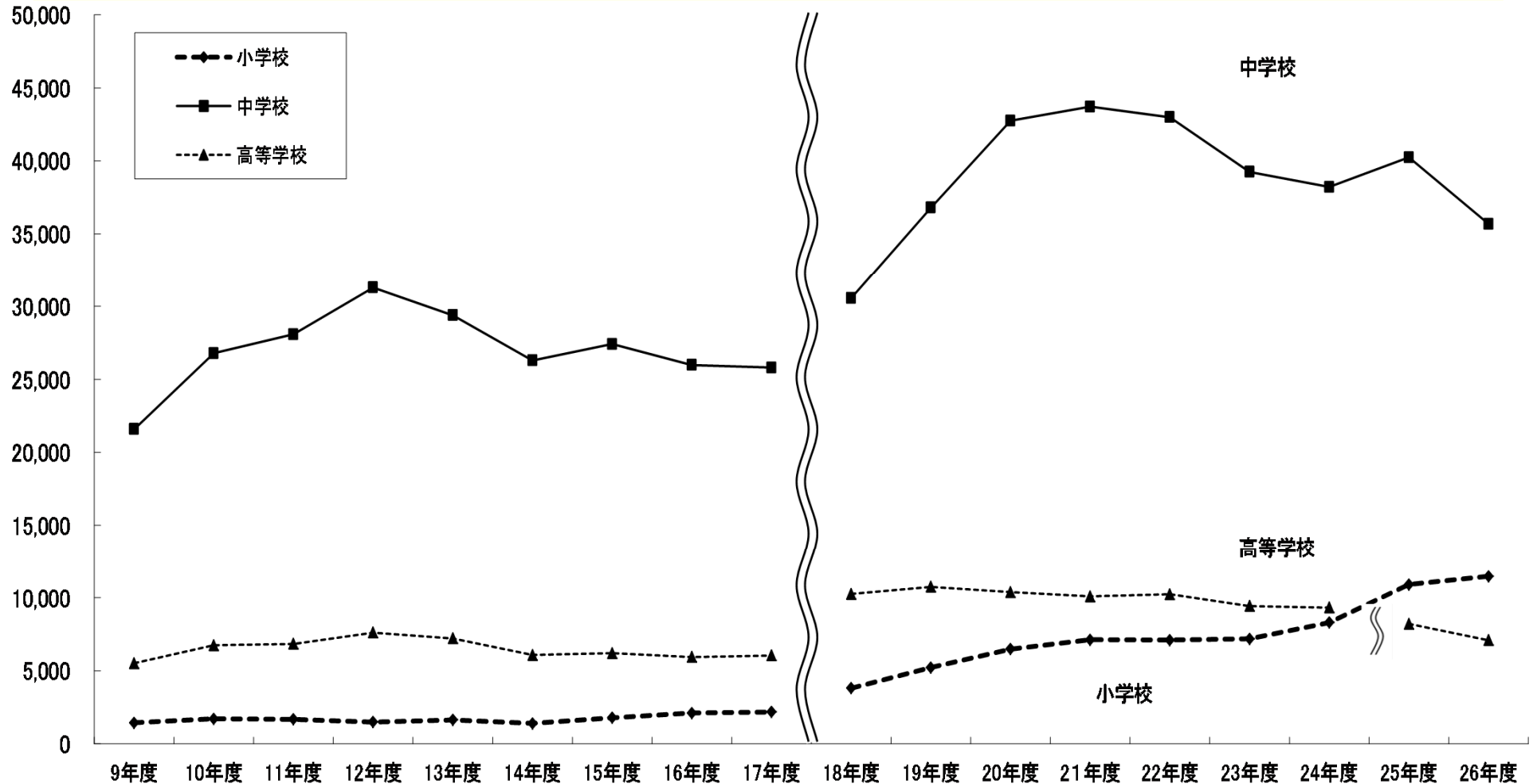
(注1) 平成5年度までは公立小・中・高等学校を調査。平成6年度からは特殊教育諸学校、平成18年度からは国私立学校、中等教育学校を含める。

(注2) 平成6年度及び平成18年度に調査方法等を改めている。(注3) 平成17年度までは発生件数、平成18年度からは認知件数。

(注4) 平成25年度からは高等学校に通信制課程を含める。

学校内外における暴力行為発生件数の推移

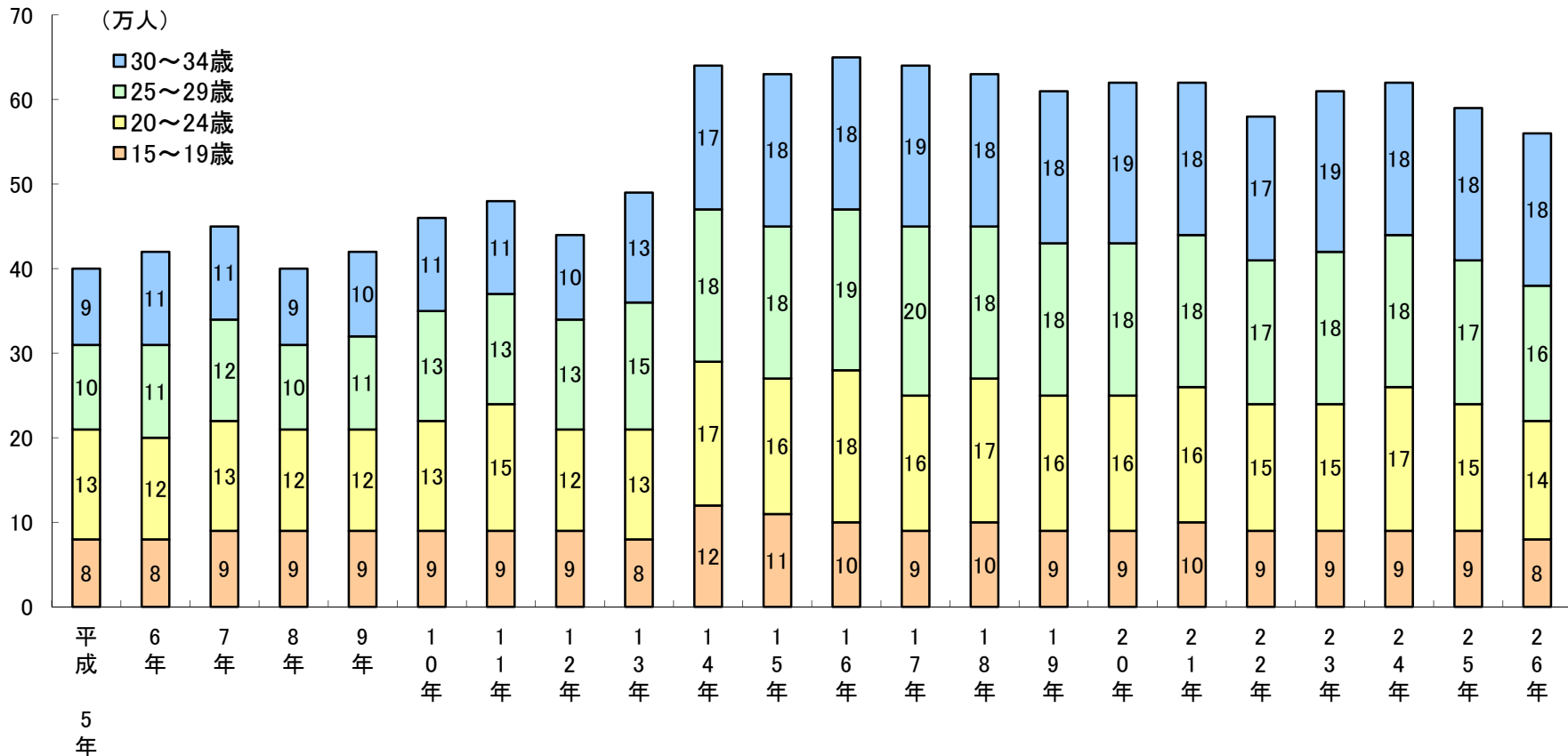
小・中・高等学校における、暴力行為の発生件数は54, 242件(前年度59, 345件)
 平成26年度の小学生の暴力行為発生件数は過去最高



(注1) 平成9年度からは公立小・中・高等学校を対象として、学校外の暴力行為についても調査。
 (注2) 平成18年度からは国私立学校も調査。また、中学校には中等教育学校前期課程を含める。
 (注3) 平成25年度からは高等学校に通信制課程を含める。

ニート状態の若者の推移

ニート(※)の状態にある若者は、20年間で40万人から62万人に増加しています。
25～29歳と30～34歳の年齢層は、それぞれ20年前に比べて倍増しています。



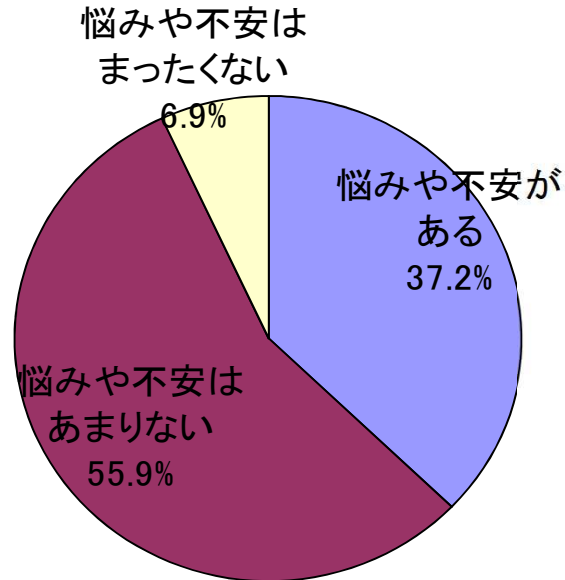
(注) 1 若年無業者について、年齢を15～34歳に限定し、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者として集計。
2 15～34歳計は、それぞれの内訳について千人単位を四捨五入しているため合計と合わない。

「ニート(NEET)」とは Not in Education, Employment or Training(就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者)の略で、元々はイギリスの労働政策において出てきた用語。日本では、若年無業者のことをいっています。若年無業者とは、「15～34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない者」をいいます。

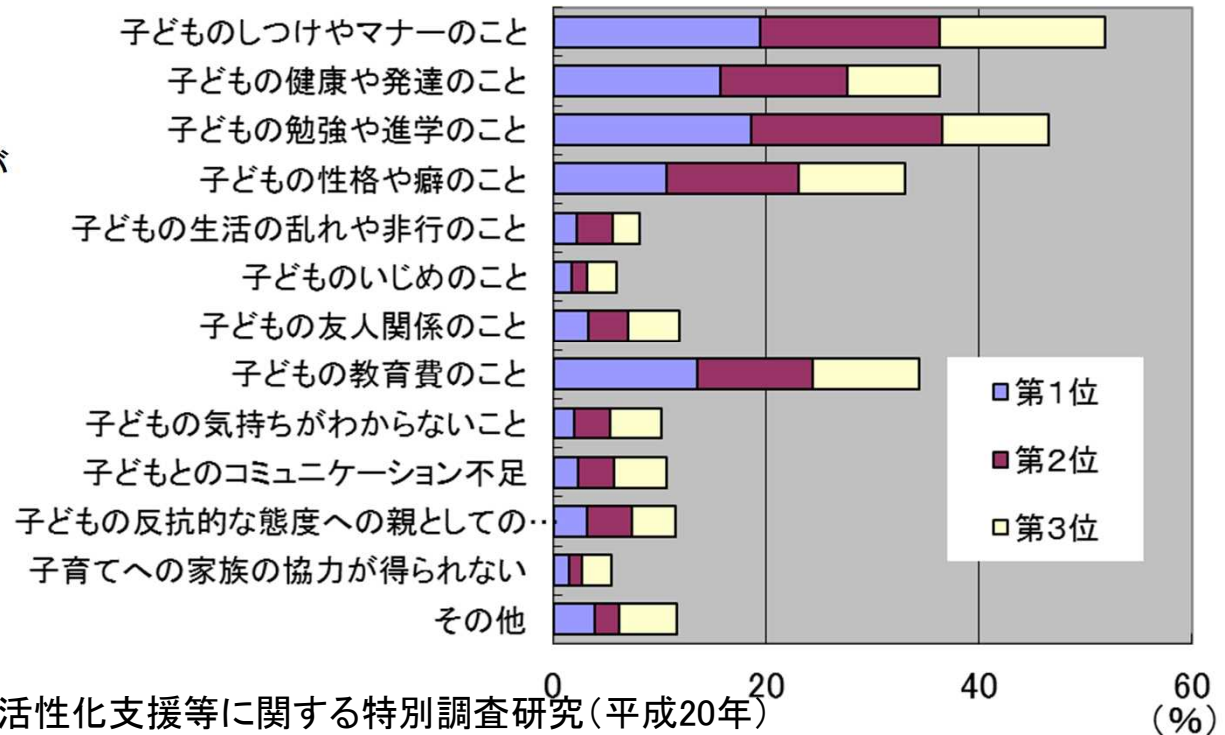
子育ての悩みや不安

約4割の保護者が子育てに悩みや不安を抱えている

子育てに不安はあるか



悩みや不安が大きいものから順番に3位まで選択



文部科学省委託調査:家庭教育の活性化支援等に関する特別調査研究(平成20年)

妊娠中又は3歳未満の子供の母親の約5割が孤立感を抱えている。

母親の意識(財団法人こども未来財団調査2004年)

○社会からの孤立感・・・48.8%

○相談する相手がいない・・・21.0%

3. 家庭教育支援をめぐる 主な動き



- ◎ 教育基本法や社会教育法等の改正により、「家庭教育」や「家庭教育支援」に関する内容を充実
- ◎ 教育振興基本計画において、「家庭教育支援」を重点施策として位置づけ

(1) 教育基本法の改正(平成18年12月)

…「家庭教育」に関する独立規定の新設

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであつて、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(2) 教育振興基本計画(平成20年7月閣議決定)

…特に重点的に取り組むべき事項として、「家庭教育支援」を位置づけ

子育てに関する学習機会や情報の提供、相談などの家庭教育に関する総合的な取組を関係機関が連携して行えるよう促す。こうした取組の成果をすべての市町村に周知し、共有すること等を通じ、広く全国の市町村で、専門家等が連携しチームを構成して支援するなど、身近な地域におけるきめ細かな家庭教育支援の取組が実施されるよう促す。

(3)家庭教育支援の推進に関する検討委員会報告書 家庭教育支援の推進に関する検討委員会(生涯学習政策局長の私的懇談会) 報告書「つながりが創る豊かな家庭教育」(平成24年3月)

<報告書URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1306958.htm>

○ 報告書(平成24年3月)の概要

<現状と課題>

- 子育ての自信や対処能力の不足、発達段階に応じた子どものかかわり方がわからない
→ **子の誕生から自立までの切れ目のない支援**が必要
- 家庭が孤立化が進み、困難な課題を抱え込み、児童虐待など問題が深刻化
→ 課題を抱える家庭に対して、**届ける支援(アウトリーチ)と福祉等との連携**が必要
- 引きこもりなど、子どもの社会性や自立心が育ちにくい
→ **多様な世代が関わり合う社会**で、子どもの育ちを支えることが必要



現代社会は親子の育ちを支える人間関係の弱まりや子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる課題など、
家庭教育が困難になっている社会との認識が必要 → **地域の取組の活性化が必要**

<基本的な方向性と具体的な方策>

方向性① 親の育ちを応援する

- ・親の育ちを応援する学習プログラムの充実
- ・多様な場を活用した学習機会の提供
- ・将来親になる中高生の子育て理解学習の推進
- ・子どもから大人までの生活習慣づくり

方向性② 家庭のネットワークを広げる

- ・家庭を開き、地域とのつながりをつくる
- ・学校や家庭、地域の連携した活動の促進

方向性③ 支援のネットワークを広げる

- ・地域人材による家庭教育支援チーム型支援の普及
- ・課題を抱える家庭に対する学校と連携した支援の仕組づくり
- ・人材養成と社会全体の子育て理解の促進
- ・保健福祉等の関連分野と家庭教育支援の連携

(4)第2期教育振興基本計画(平成25年6月閣議決定)

第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策

4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

基本施策22 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実

【基本的な考え方】

- 保護者は子の教育に第一義的責任を有しており、家庭教育は、基本的な生活習慣の習得、自立心の育成、心身の調和のとれた発達などに大きな役割を担うものである。しかし、現代の社会は、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難な社会となっている。このような状況を踏まえ、家庭教育の自主性を尊重しつつも、基本施策20に掲げた取組とあいまって、地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の育ちを応援する学習機会を充実するとともに、コミュニティの協働による家庭教育支援を強化する。
- また、多様化する家庭が抱える様々な課題に対応した家庭教育支援の充実が図られるよう、課題を抱える家庭への学校及び福祉等と連携した支援の仕組みづくりを推進する。

【主な取組】

22-1 コミュニティの協働による家庭教育支援の推進

- ・ 家庭教育の担い手である親の学びを応援するため、子育て経験者などの地域人材を生かし、小学校等の地域の身近な場において、親が交流・相談できる拠点機能を整備するなど、家庭教育支援体制の強化に向けた取組を促進する。
また、親の学びの充実に向けて、子どもの発達段階に応じた体験型学習プログラムの開発・普及を促進する。
さらに、公民館、図書館等の社会教育施設における学習機会の提供のみならず、PTA等とも連携し、親とつながりやすい学校という場や、子育て広場、職場等の多様な場を活用した学習機会の拡大に向けて取組手法の普及等を行う。
加えて、乳幼児との触れ合いを含む将来親になる中高生の子育て理解学習を推進する。

- ・ 家庭教育支援に係る地域人材の養成を進めるとともに、その人材を中心として、保健師等の専門的人材が連携するなど、きめ細かな活動を行う「家庭教育支援チーム」型の支援を、地域の特性に応じて促進する。
また、教育・福祉関係機関・団体等とのネットワークを構築しつつ、課題を抱える家庭への訪問や相談対応などを生徒指導等と連携して行う仕組みづくりを支援する。

22-2 子どもから大人までの生活習慣づくりの推進

- ・ 働く親が子どもや地域との関わりを持つ時間を十分持つことができるよう、企業に対して子どもの生活習慣づくりの重要性についての啓発やワーク・ライフ・バランスの理念を踏まえた具体的な取組等の情報提供を行うとともに、地方公共団体に対して企業との協力を促すことにより、子どもの生活習慣づくりを推進する。また、生活の自己管理が可能になってくる中高生以上の世代向けの普及啓発を実施する。

【成果目標8(互助・共助による活力あるコミュニティの形成)】

個々人の多様な学習活動の実施や参画を通じ、家庭や地域のネットワークを広げ、互助・共助による活力あるコミュニティを形成する。

特に、学校や社会教育施設等を地域の振興・再生に貢献するコミュニティの中核として位置付け、多様なネットワークや協働体制を整備し、個々人の地域社会への自律的な参画を拡大する。

(成果指標)

⑥家庭教育支援の充実

- ・ 全ての小学校区で家庭教育に関する学習機会の確保や家庭教育支援チームによる相談対応などの家庭教育支援を実施(家庭教育支援チーム数の増加)
- ・ 家庭でのコミュニケーションの状況や子どもの基本的な生活習慣の改善

(5)「家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会」における審議の整理(平成26年3月)

○家庭教育に関する課題

身近な学びや相談の機会が乏しい

- ・保護者が、他者との交流の中で、家庭教育に関する生きた知識・ノウハウ、考え方を身につける機会が乏しい
- ・インターネット等の発展により、情報過多になり、必要な情報の取捨選択が困難

家庭と地域のつながりの希薄化

- ・社会に対して閉じた家庭教育は、保護者の過度な負担や、子供への過保護・過干渉につながりやすい
- ・経済的困難、虐待、不登校など家庭だけで解決できない課題を抱え込み、主体的な家庭教育が困難となるケースもある

○家庭教育支援チームの業務・特性

- ・家庭教育支援チームは、保護者への寄り添い支援、家庭と地域・学校などとのつながり支援を行うために、主として以下のような業務が期待される

①保護者への学びの場の提供

- ・保護者に対する主体的な「学び」と「育ち」に関する学習機会の提供や情報提供、相談対応

②地域の居場所づくり

- ・地域資源を活用した、親子参加型の体験型プログラムの実施・情報提供や、日常的な交流の場の提供

③訪問型家庭教育支援

- ・地域社会から孤立した家庭に対して、家庭訪問等により、個別に情報提供や相談を行い、学びの場や地域社会への参加を促す

チームには、子育て経験者など保護者と同じ目線で寄り添う「**当事者性**」、地域の課題を共有し、地域の身近な存在としての「**地域性**」が重要であり、業務によっては、一定の「**専門性**」も望まれる

○チームの組織・運営・人材養成等

- ・チームは、その特性に応じた、組織・運営・人材養成が必要

組織・運営

- ・信頼性を高める観点から、活動拠点の確保のほか、チーム員の身分・活動内容の明確化や定期的な集まり等についての決まりも重要
- ・特に訪問型支援を行う場合には、トラブル防止の観点から、守秘義務など情報の取扱い、問題への対処の仕方等について最低限の方針やルール作りが必要

行政と連携したルール作りや取組の実施

人材養成

- ・都道府県等による専門的な研修の他にも以下のような研修が求められる
- ①地域単位での実践的な「**地域密着型**」の研修
- ②チーム員全体が、顔を合わせて行う「**グループ型**」の研修
- ③被支援者が支援者側に回る「**循環型**」の研修

家庭教育学級等を活用した新たな人材養成システムの検討

今後の検討課題

- ①保護者の学習プログラムの普及等、②多様な主体が参画するための取組、③訪問型家庭教育支援の手法、④新たな人材養成システム、⑤生活習慣づくりの支援、⑥支援の効果の検証及び普及啓発方策

全ての家庭において等しく主体的な家庭教育ができる環境整備を図る

(6)関係する近年の答申等(抜粋)

【子供の貧困対策に関する大綱(平成26年8月29日閣議決定)】

1 教育の支援

(1)「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開

(学校を窓口とした福祉関連機関等との連携)

一人一人、それぞれの家庭に寄り添った伴走型の支援体制を構築するため、スクールソーシャルワーカー等と連携し、家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を推進し、保護者に対する家庭教育支援を充実する。

(2)貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上

就学前の子供を持つ保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。

【教育再生実行会議第6次提言「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について(平成27年3月4日)】

2. 多様な人材が担い手となる「全員参加型社会」へ

(貧困家庭への支援)

○ 国、地方公共団体は、貧困家庭の子供の適切な生活環境を確保するため、教育、福祉、労働行政が密接に連携しながら、地域人材等の協力も得て、保護者への学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくりなどの家庭教育への支援や、家庭の状況に応じた生活資金等の支援、子供の食生活や健康状態に対する援助、保護者に対する就労支援などの取組を一層推進する。

3. 教育がエンジンとなって「地方創生」を

(地域、家庭の教育力や、スポーツ・文化をいかした地域活性化)

○ 国、地方公共団体は、三世代同居・近居への支援を行うなど、若年層の定住や家庭教育支援の充実を進めながら、多様な年齢層の中で地域の教育力を高める取組を推進する。

**【少子化社会対策大綱～結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現をめざして～
(平成27年3月20日閣議決定)】**

③子育て(関連:重点課題(1)(2)(3))

<子供の健やかな育ち>

地域ぐるみで子供の教育に取り組む環境の整備学校支援地域本部や土曜日の教育活動、放課後子供教室等の実施により、地域ぐるみで学校を支援し子供たちを健やかにはぐくむ活動を推進するとともに、豊かなつながりの中で家庭教育支援が行われるよう、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。

【川崎市における事件の検証を踏まえた当面の対応方策(平成27年3月31日)】

(3)家庭による子供の見守りの重要性と、課題を抱える家庭に対する、教育と福祉等が連携した支援の充実(学校・教育委員会からの取組)

○文部科学省では、子供の貧困対策大綱等を踏まえ、教育と福祉等をつなぐスクールソーシャルワーカーの配置充実を進めている。スクールソーシャルワーカーが子供やその家庭が抱える問題について、学校と関係機関を積極的につなぐ支援体制を構築することにより、課題の早期対応に取り組んでいく。

また、家庭教育支援チーム等の組織化を促進し、身近な地域における子育てや家庭教育に関する相談対応、親子で参加する様々な取組や講座などの学習機会の提供、訪問型家庭教育支援等の取組を充実していく。

○各地方公共団体等においても、スクールソーシャルワーカーや家庭教育支援チーム等について、その配置等の促進と十分な活用を進めていただきたい。

【教育再生実行会議第9次提言「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ」(平成28年5月20日)】

1. 多様な個性が生かされる教育の実現

(6)家庭の経済状況に左右されない教育機会の保障

〔家庭に寄り添う支援の強化〕

- 幼少期からの家庭環境は、子供の人格形成やその後の能力の発達に影響を及ぼすことから、国、地方公共団体は、経済状況など様々な家庭の問題を抱えながらも行政窓口にご相談にきていない家庭に対し、教育・保健・福祉・労働部局等が連携して、地域の子育て経験者などの人材を活用した家庭教育支援チーム等による訪問型支援、相談対応等の家庭に寄り添う支援を強化し、全国に普及する。

【一億総活躍国民会議「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)】

6. 10年先の未来を見据えたロードマップ

・希望出生率1.8の実現

①若者の雇用安定・待遇改善(その2)

【具体的な施策】

- ④スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充による教育相談や家庭教育支援の体制の整備。教員の進路に関する指導力の向上や進路指導体制の充実、学外人材の活用、職場体験活動などキャリア教育や職業教育の推進及び個々のライフデザインに基づくキャリアプランの構築の促進。

⑩ 地域の実情に即した支援

【具体的な施策】

- ・地域と学校との連携・協働の下、高齢者等をはじめとする地域住民の参画により、社会全体として子供たちの学びや成長を支える活動を、全国的に推進する。その際、地域のコーディネーターが、土曜日や放課後の教育活動、読書活動、文化芸術・自然体験活動、家庭教育支援等の個別活動の充実や、各機関とのネットワーク化を図る仕組みについて、2017年度までに全小・中学校区への整備に着手し、見直しを行いながら充実させる。

【中央教育審議会「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」(答申)(平成27年12月21日)】

第3章 地域の教育力の向上と地域における学校との協働体制の在り方について

第3節 地域における学校との協働体制の今後の方向性

2. 地域における学校との協働による活動の充実

(4)子供たちの抱える課題への対応や、家庭教育支援の充実等のための地域における学校、福祉等との連携
地域学校協働本部には、直面する子供たちの課題等にもよるが、教育関係者のみならず福祉、医療の関係者との連携強化や、孤立しがちな保護者の支援という観点からも、地域の人材で構成する家庭教育支援チームと連携していくことが重要である。地域学校協働本部の中に家庭教育支援の機能も組み込むことで、家庭教育支援の充実や安心して子育てできる環境の整備を図るとともに、困難を抱える保護者への対応の充実を図ることが可能となる。また、孤立しがちな保護者が学校支援等の地域と学校が連携・協働した活動に参画するよう促し、実際に活動に関わることで、こうした保護者が前向きになり、家庭教育の充実につながることも期待される。

家庭教育支援チームによる取組としては、保護者が主体的な家庭教育ができるよう、学習機会や情報の提供、様々な相談への対応、地域における居場所づくり、さらに、訪問型の家庭教育支援等の取組を推進することが挙げられる。

【「次世代の学校・地域」創生プラン～学校と地域の一体改革による地域創生～(平成28年1月25日文科科学大臣決定)】

2. 目指す方向

学校にかかる観点からは、「社会に開かれた教育課程」の実現や学校の指導体制の質・量両面での充実、「地域とともにある学校」への転換という方向を、地域にかかる観点からは、次代の郷土をつくる人材の育成、学校を核としたまちづくり、地域で家庭を支援し子育てできる環境づくり、学び合いを通じた社会的包摂という方向を目指して取組を進める。

3. 具体的な取組施策

3-2 次世代の地域創生

- 放課後子供教室や家庭教育支援等の活動の充実による子育て環境の整備を支援する。